

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
守口保健所	<p>借用財産の数量等の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1670 816"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>守口市日吉町2丁目17番、豊秀町2丁目22番</td> <td>(注1) 67.7㎡</td> <td>公用車駐車場</td> <td>(注2) 361,530円</td> <td>(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>守口市京阪本通2丁目5-5</td> <td>1,744.5㎡</td> <td>守口保健所事務所</td> <td>(注4) 15,646,300円</td> <td>(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、借用数量の変更に伴う登載が行われず「64.4㎡」のまま放置されていた。  (注2) 公有財産台帳では、年間借用料の改定に伴う登載が行われず「278,250円」のまま放置されていた。  (注3) 公有財産台帳では、借用期間が「平成30年4月1日から令和3年3月31日まで」のまま放置されていた。  (注4) 公有財産台帳では、年間借用料の改定に伴う登載が行われず「15,313,750円」のまま放置されていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	守口市日吉町2丁目17番、豊秀町2丁目22番	(注1) 67.7㎡	公用車駐車場	(注2) 361,530円	(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	建物	守口市京阪本通2丁目5-5	1,744.5㎡	守口保健所事務所	(注4) 15,646,300円	(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  (借用財産)  第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p><b>【公有財産事務の手引】</b>  第2章 公有財産の取得  第3節 借用  府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間															
土地	守口市日吉町2丁目17番、豊秀町2丁目22番	(注1) 67.7㎡	公用車駐車場	(注2) 361,530円	(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで															
建物	守口市京阪本通2丁目5-5	1,744.5㎡	守口保健所事務所	(注4) 15,646,300円	(注3) 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで															

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年11月4日)